

児童福祉法施行令等の一部を改正する政令案 読替表 目次

1	第一条関係（児童福祉法施行令の一部改正）	
	（1）児童福祉法施行令第四十五条の三の規定による児童相談所設置市の特例に係る読替	1
	（2）児童福祉法施行令附則第五十一条の規定による児童福祉法の読替	77
2	第二条関係（地方自治法施行令の一部改正）	
	（1）地方自治法施行令第七十四条の二十六の規定による指定都市の特例に係る読替	79
	（2）地方自治法施行令第七十四条の四十九の二の規定による中核市の特例に係る読替	153
	（3）地方自治法施行令第七十四条の四十九の二第三項の規定による同令第七十四条の二十六の読替	219

1 第一条関係（児童福祉法施行令の一部改正）

(1) 児童福祉法施行令第四十五条の三の規定による児童相談所設置市の特例に係る読替

※読替表の範囲：子ども・子育て支援法及び就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号。以下「整備法」という。）第六条（児童福祉法の一部改正）による改正条文及び児童福祉法施行令第四十五条の三第八項の規定による読替を行う条文（当該条文が、児童福祉法施行令第四十五条の三第一項又は第七項により特別な扱いが適用される場合は、その点も反映）

※凡例

【網掛け部分】 子ども・子育て支援法及び就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号。以下「整備法」という。）第六条（児童福祉法の一部改正）による改正部分

【波線部分】 当然読替（「都道府県」を「児童相談所設置市」に、「都道府県知事」を「児童相談所設置市の市長」に読替）

【傍線部分】 児童福祉法施行令第四十五条の三第八項の規定による読替（※そのうち二重傍線部は、本政令による改正箇所）

【文字囲い部分】 児童福祉法施行令第四十五条の三第六項の規定により同条第四項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関が、都道府県児童福祉審議会の権限を行使する規定

【取消部分（破線取消線）】 児童福祉法施行令第四十五条の三第七項の規定により適用されない規定

○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）

<p>児童福祉法施行令第四十五条の三 第八項の規定による読替後 (整備法第六条による改正後)</p>	<p>児童福祉法施行令第四十五条の三 第八項の規定による読替前 (整備法第六条による改正後)</p>	<p>児童福祉法施行令第四十五条の三 第八項の規定による読替後 (整備法第六条による改正前)</p>	<p>児童福祉法施行令第四十五条の三 第八項の規定による読替前 (整備法第六条による改正前)</p>
<p>(改正無しのため省略)</p>	<p>(改正無しのため省略)</p>	<p>第十二条 <u>児童相談所設置市</u>は、児童相談所を設置しなければならない。 ② 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として<u>前条第一項第二号</u>からホまでに掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二條第二項及び第三項並びに第二十六條第一項に規定する業務を行うものとする。</p>	<p>第十二条 <u>都道府県</u>は、児童相談所を設置しなければならない。 ② 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として<u>前条第一項第一号</u>に掲げる業務（<u>市町村職員の研修を</u>除く。）及び<u>同項第二号</u>からホまでに掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二條第二項及び第三項並びに第二十六條第一項に規定する業務を行うものとする。</p>
<p>(改正無しのため省略)</p>	<p>(改正無しのため省略)</p>	<p>③ 児童相談所は、必要に応じ、巡回して、前項に規定する業務（前条第一項第二号ホに掲げる業務を除く。）を行うことができる。</p>	<p>③ 児童相談所は、必要に応じ、巡回して、前項に規定する業務（前条第一項第二号ホに掲げる業務を除く。）を行うことができる。</p>

(改正無しのため省略)

(改正無しのため省略)

④ 児童相談所長は、その管轄区域内の社会福祉法に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）の長（以下「福祉事務所長」という。）に必要な調査を委嘱することができる。

第十三条 児童相談所設置市は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。

② 児童福祉司は、児童相談所設置市の市長の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。

- 一 厚生労働大臣の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は厚生労働大臣の指定する講習会の課程を修了した者
- 二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において

④ 児童相談所長は、その管轄区域内の社会福祉法に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）の長（以下「福祉事務所長」という。）に必要な調査を委嘱することができる。

第十三条 都道府県は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。

② 児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。

- 一 厚生労働大臣の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は厚生労働大臣の指定する講習会の課程を修了した者
- 二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において

、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、厚生労働省令で定める施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したものと

三 医師

三の二 社会福祉士

四 社会福祉主事として、二年以上児童福祉事業に従事した者

五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの

③ 児童福祉司は、児童相談所長の命を受けて、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基いて必要な指導を行う等児童の福祉増進に努める。

④ 児童福祉司は、政令の定めると

、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、厚生労働省令で定める施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したものと

三 医師

三の二 社会福祉士

四 社会福祉主事として、二年以上児童福祉事業に従事した者

五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの

③ 児童福祉司は、児童相談所長の命を受けて、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基いて必要な指導を行う等児童の福祉増進に努める。

④ 児童福祉司は、政令の定めると

(改正無しのため省略)

(改正無しのため省略)

ころにより児童相談所長が定める
担当区域により、前項の職務を行
う。

ころにより児童相談所長が定める
担当区域により、前項の職務を行
い、担当区域内の市町村長に協力
を求めることができる。

第十八条 市町村長は、前条第十項
又は第二項に規定する事項に関し
、児童委員に必要な状況の通報及
び資料の提供を求め、並びに必要
な指示をすることができる。

第十八条 市町村長は、前条第一項
又は第二項に規定する事項に関し
、児童委員に必要な状況の通報及
び資料の提供を求め、並びに必要
な指示をすることができる。

② 児童委員は、その担当区域内に
おける児童又は妊産婦に関し、必
要な事項につき、その担当区域を
管轄する児童相談所長にその状況
を通知し、併せて意見を述べなけ
ればならない。

② 児童委員は、その担当区域内に
おける児童又は妊産婦に関し、必
要な事項につき、その担当区域を
管轄する児童相談所長又は市町村
長にその状況を通知し、併せて意
見を述べなければならない。

③ 児童委員が、児童相談所長に前
項の通知をするときは、緊急の必
要があると認める場合を除き、市
町村長を経由するものとする。

③ 児童委員が、児童相談所長に前
項の通知をするときは、緊急の必
要があると認める場合を除き、市
町村長を経由するものとする。

④ 児童相談所長は、その管轄区域
内の児童委員に必要な調査を委嘱
することができる。

④ 児童相談所長は、その管轄区域
内の児童委員に必要な調査を委嘱
することができる。

(改正無しのため省略)

第二十五条の八 児童相談所設置市
の設置する福祉事務所の長は、第

(改正無しのため省略)

第二十五条の八 都道府県の設置す
る福祉事務所の長は、第二十五条

第二十四条の四 入所給付決定を行
った児童相談所設置市は、次に掲

げる場合には、当該入所給付決定
を取り消すことができる。

一 入所給付決定に係る障害児が
、指定入所支援を受ける必要が
なくなつたと認めるとき。

二 入所給付決定保護者が、給付
決定期間内に、当該児童相談所
設置市の区域以外の区域に居住
地を有するに至つたと認めると
き。

三 その他政令で定めるとき。

② 前項の規定により入所給付決定
の取消しを行つた児童相談所設置
市は、厚生労働省令で定めるとこ
ろにより、当該取消しに係る入所
給付決定保護者に対し入所受給者
証の返還を求めるとする。

第二十五条の八 児童相談所設置市
の設置する福祉事務所の長は、第

第二十四条の四 入所給付決定を行
った都道府県は、次に掲げる場合

には、当該入所給付決定を取り消
すことができる。

一 入所給付決定に係る障害児が
、指定入所支援を受ける必要が
なくなつたと認めるとき。

二 入所給付決定保護者が、給付
決定期間内に、当該都道府県以
外の都道府県の区域内に居住地
を有するに至つたと認めると
き。

三 その他政令で定めるとき。

② 前項の規定により入所給付決定
の取消しを行つた都道府県は、厚
生労働省令で定めるところにより
、当該取消しに係る入所給付決定
保護者に対し入所受給者証の返還
を求めるとする。

第二十五条の八 都道府県の設置す
る福祉事務所の長は、第二十五条

二十五条の規定による通告又は前条第二項第二号若しくは次条第一項第三号の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならぬ。

一 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。

二 児童又はその保護者をその福祉事務所の知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させること。

三 保育の利用等（助産の実施、母子保護の実施又は保育の利用若しくは第二十四条第五項の規定による措置をいう。以下同じ）が適当であると認める者は

の規定による通告又は前条第二項第二号若しくは次条第一項第三号の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならぬ。

一 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。

二 児童又はその保護者をその福祉事務所の知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させること。

三 保育の利用等（助産の実施、母子保護の実施又は保育の利用若しくは第二十四条第五項の規定による措置をいう。以下同じ）が適当であると認める者は

二十五条の規定による通告又は前条第二項第二号若しくは次条第一項第三号の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならぬ。

一 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。

二 児童又はその保護者をその福祉事務所の知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させること。

三 助産の実施、母子保護の実施又は保育の実施（以下「保育の実施等」という。）が適当であると認める者は、これをそれぞれその保育の実施等に係る児童

の規定による通告又は前条第二項第二号若しくは次条第一項第三号の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならぬ。

一 第二十七条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致すること。

二 児童又はその保護者をその福祉事務所の知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させること。

三 助産の実施、母子保護の実施又は保育の実施（以下「保育の実施等」という。）が適当であると認める者は、これをそれぞれその保育の実施等に係る都道

、これをそれぞれその保育の利
用等に係る児童相談所設置市又
は市町村の長に報告し、又は通
知すること。

四 児童自立生活援助の実施が適
当であると認める児童は、これ
をその実施に係る児童相談所設
置市の市長に報告すること。

五 第二十一条の六の規定による
措置が適当であると認める者は
、これをその措置に係る市町村
の長に報告し、又は通知するこ
と。

(改正無しのため省略)

、これをそれぞれその保育の利
用等に係る都道府県又は市町村
の長に報告し、又は通知するこ
と。

四 児童自立生活援助の実施が適
当であると認める児童は、これ
をその実施に係る都道府県知事
に報告すること。

五 第二十一条の六の規定による
措置が適当であると認める者は
、これをその措置に係る市町村
の長に報告し、又は通知するこ
と。

(改正無しのため省略)

相談所設置市又は市町村の長に
報告し、又は通知すること。

四 児童自立生活援助の実施が適
当であると認める児童は、これ
をその実施に係る児童相談所設
置市の市長に報告すること。

五 第二十一条の六の規定による
措置が適当であると認める者は
、これをその措置に係る市町村
の長に報告し、又は通知するこ
と。

第三十条 四親等内の児童以外の児
童を、その親権を行う者又は未成
年後見人から離して、自己の家庭
(単身の世帯を含む。)に、三月
(乳児については、一月)を超え
て同居させる意思をもつて同居さ
せた者又は継続して二月以上(乳
児については、二十日以上)同居
させた者(法令の定めるところに

府県又は市町村の長に報告し、
又は通知すること。

四 児童自立生活援助の実施が適
当であると認める児童は、これ
をその実施に係る都道府県知事
に報告すること。

五 第二十一条の六の規定による
措置が適当であると認める者は
、これをその措置に係る市町村
の長に報告し、又は通知するこ
と。

第三十条 四親等内の児童以外の児
童を、その親権を行う者又は未成
年後見人から離して、自己の家庭
(単身の世帯を含む。)に、三月
(乳児については、一月)を超え
て同居させる意思をもつて同居さ
せた者又は継続して二月以上(乳
児については、二十日以上)同居
させた者(法令の定めるところに

第三十三條の四 児童相談所設置市の市長、市町村長、福祉事務所長又は児童相談所長は、次の各号に

第三十三條の四 都道府県知事、市町村長、福祉事務所長又は児童相談所長は、次の各号に掲げる措置

第三十三條の四 児童相談所設置市の市長、市町村長、福祉事務所長又は児童相談所長は、次の各号に

第三十三條の四 都道府県知事、市町村長、福祉事務所長又は児童相談所長は、次の各号に掲げる措置

より児童を委託された者及び児童を単に下宿させた者を除く。）は、同居を始めた日から三月以内（乳児については、一月以内）に、児童相談所設置市の市長に届け出なければならない。ただし、その届出期間内に同居をやめたときは、この限りでない。

② 前項に規定する届出をした者が、その同居をやめたときは、同居をやめた日から一月以内に、児童相談所設置市の市長に届け出なければならない。

③ 保護者は、経済的理由等により、児童をそのもとにおいて養育しがたいときは、市町村、児童相談所設置市の設置する福祉事務所、児童相談所、児童福祉司又は児童委員に相談しなければならない。

より児童を委託された者及び児童を単に下宿させた者を除く。）は、同居を始めた日から三月以内（乳児については、一月以内）に、市町村長を経て、都道府県知事に届け出なければならない。ただし、その届出期間内に同居をやめたときは、この限りでない。

② 前項に規定する届出をした者が、その同居をやめたときは、同居をやめた日から一月以内に、市町村長を経て、都道府県知事に届け出なければならない。

③ 保護者は、経済的理由等により、児童をそのもとにおいて養育しがたいときは、市町村、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、児童福祉司又は児童委員に相談しなければならない。

掲げる措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは児童自立生活援助の実施を解除する場合には、あらかじめ、当該各号に定める者に対し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは児童自立生活援助の実施の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該各号に定める者から当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは児童自立生活援助の実施の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該各号に定める者から当該措置又は助産の実施、母子保護の実施の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

一 第二十一条の六、第二十四条第五項及び第六項、第二十五条の七第一項第二号、第二十五条の八第二号、第二十六条第一項第二号並びに第二十七条第一項第二号の措置 当該措置に係る児童の保護者

二 助産の実施 当該助産の実施

又は助産の実施、母子保護の実施若しくは児童自立生活援助の実施を解除する場合には、あらかじめ、当該各号に定める者に対し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは児童自立生活援助の実施の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該各号に定める者から当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは児童自立生活援助の実施の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

一 第二十一条の六、第二十四条第五項及び第六項、第二十五条の七第一項第二号、第二十五条の八第二号、第二十六条第一項第二号並びに第二十七条第一項第二号の措置 当該措置に係る児童の保護者

二 助産の実施 当該助産の実施

掲げる措置又は保育の実施等若しくは児童自立生活援助の実施を解除する場合には、あらかじめ、当該各号に定める者に対し、当該措置又は保育の実施等若しくは児童自立生活援助の実施の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該各号に定める者から当該措置又は保育の実施等若しくは児童自立生活援助の実施の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

一 第二十一条の六、第二十五条の七第一項第二号、第二十五条の八第二号、第二十六条第一項第二号及び第二十七条第一項第二号の措置 当該措置に係る児童の保護者

二 助産の実施 当該助産の実施

又は保育の実施等若しくは児童自立生活援助の実施を解除する場合には、あらかじめ、当該各号に定める者に対し、当該措置又は保育の実施等若しくは児童自立生活援助の実施の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該各号に定める者から当該措置又は保育の実施等若しくは児童自立生活援助の実施の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

一 第二十一条の六、第二十五条の七第一項第二号、第二十五条の八第二号、第二十六条第一項第二号及び第二十七条第一項第二号の措置 当該措置に係る児童の保護者

二 助産の実施 当該助産の実施

に係る妊産婦

三 母子保護の実施 当該母子保護の実施に係る児童の保護者

四 第二十七条第一項第三号及び

第二項の措置 当該措置に係る

児童の親権を行う者又はその未

成年後見人

五 児童自立生活援助の実施 児

童自立生活援助の実施に係る義

務教育終了児童等

(改正無しのため省略)

に係る妊産婦

三 母子保護の実施 当該母子保護の実施に係る児童の保護者

四 第二十七条第一項第三号及び

第二項の措置 当該措置に係る

児童の親権を行う者又はその未

成年後見人

五 児童自立生活援助の実施 児

童自立生活援助の実施に係る義

務教育終了児童等

(改正無しのため省略)

に係る妊産婦

三 母子保護の実施及び保育の実施 当該母子保護の実施又は保育の実施に係る児童の保護者

四 第二十七条第一項第三号及び

第二項の措置 当該措置に係る

児童の親権を行う者又はその未

成年後見人

五 児童自立生活援助の実施 児

童自立生活援助の実施に係る義

務教育終了児童等

第三十四条の三 児童相談所設置市

は、障害児通所支援事業又は障害

児相談支援事業（以下「障害児通

所支援事業等」という。）を行う

ことができる。

② 国、都道府県及び児童相談所設

置市以外の者は、厚生労働省令で

定めるところにより、あらかじめ

、厚生労働省令で定める事項を児

童相談所設置市の市長に届け出て

、障害児通所支援事業等を行うこ

に係る妊産婦

三 母子保護の実施及び保育の実施 当該母子保護の実施又は保育の実施に係る児童の保護者

四 第二十七条第一項第三号及び

第二項の措置 当該措置に係る

児童の親権を行う者又はその未

成年後見人

五 児童自立生活援助の実施 児

童自立生活援助の実施に係る義

務教育終了児童等

第三十四条の三 都道府県は、障害

児通所支援事業又は障害児相談支

援事業（以下「障害児通所支援事

業等」という。）を行うことができ

る。

② 国及び都道府県以外の者は、厚

生労働省令で定めるところにより

、あらかじめ、厚生労働省令で定

める事項を都道府県知事に届け出

て、障害児通所支援事業等を行う

ことができる。

とができる。

③ 国、都道府県及び児童相談所設置市以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を児童相談所設置市の市長に届け出なければならない。

④ 国、都道府県及び児童相談所設置市以外の者は、障害児通所支援事業等を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を児童相談所設置市の市長に届け出なければならない。

第三十四条の四 国、都道府県及び児童相談所設置市以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を児童相談所設置市の市長に届け出て、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を行うことができる。

③ 国及び都道府県以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

④ 国及び都道府県以外の者は、障害児通所支援事業等を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第三十四条の四 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を行うことができる。

(改正無しのため省略)

(改正無しのため省略)

② 国、都道府県及び児童相談所設置市以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を児童相談所設置市の市長に届け出なければならない。

③ 国、都道府県及び児童相談所設置市以外の者は、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を児童相談所設置市の市長に届け出なければならない。

第三十四条の五 児童相談所設置市の市長は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者（都道府県を除く。）に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に

② 国及び都道府県以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

③ 国及び都道府県以外の者は、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第三十四条の五 都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若し

(改正無しのため省略)

(改正無しのため省略)

(改正無しのため省略)

(改正無しのため省略)

、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(※児童福祉法施行令第四十五条の三第一項の規定により児童相談所設置市が当該事業等を行う場合を除く(以下「児童相談所設置市が行う場合を除く。」という。))

② 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第三十四条の六 児童相談所設置市の市長は、障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を行う者(都道府県を除く。)が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分には違反したとき、その事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行

くはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 第十八条の十六第一項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第三十四条の六 都道府県知事は、障害児通所支援事業等、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分には違反したとき、その事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたとき、又は障害児通所支

為をしたとき、又は障害児通所支援事業者が第二十一条の七の規定に違反したときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

(※児童相談所設置市が行う場合を除く。)

第三十四条の十七 市町村長は、前条第一項の基準を維持するため、家庭的保育事業等を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは家庭的保育事業等を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

③ 市町村長は、家庭的保育事業等

第三十四条の十七 市町村長は、前条第一項の基準を維持するため、家庭的保育事業等を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは家庭的保育事業等を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

③ 市町村長は、家庭的保育事業等

援事業者が第二十一条の七の規定に違反したときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

第三十四条の十七 都道府県知事は、前条の基準を維持するため、家庭的保育事業を行う市町村に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは家庭的保育事業等を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

③ 都道府県知事は、家庭的保育事

第三十四条の十七 児童相談所設置市の市長は、前条の基準を維持するため、家庭的保育事業を行う市町村に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは家庭的保育事業等を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(※児童相談所設置市が行う場合を除く。)

② 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

③ 児童相談所設置市の市長は、家

が前条第一項の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を勧告し、又はその事業を行う者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。

④ 市町村長は、家庭的保育事業等が、前条第一項の基準に適合せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、その事業を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

が前条第一項の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を勧告し、又はその事業を行う者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。

④ 市町村長は、家庭的保育事業等が、前条第一項の基準に適合せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、その事業を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

家庭的保育事業が前条の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を行う市町村に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

(※児童相談所設置市が行う場合を除く。)

④ 児童相談所設置市の市長は、家庭的保育事業を行う市町村に対して、次に掲げる事由があるときは、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

- 一 その市町村が、この法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づいてする処分に違反したとき。
- 二 家庭的保育者が、その事業に係る乳児又は幼児の処遇につき不当な行為をしたとき。

(※児童相談所設置市が行う場合を除く。)

業が前条の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を行う市町村に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

④ 都道府県知事は、家庭的保育事業を行う市町村に対して、次に掲げる事由があるときは、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

- 一 その市町村が、この法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づいてする処分に違反したとき。
- 二 家庭的保育者が、その事業に係る乳児又は幼児の処遇につき不当な行為をしたとき。

第三十四条の十八 国、都道府県及び児童相談所設置市以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を児童相談所設置市の市長に届け出て、病児保育事業を行うことができる。

② 国、都道府県及び児童相談所設置市以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を児童相談所設置市の市長に届け出なければならない。

③ 国、都道府県及び児童相談所設置市以外の者は、病児保育事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を児童相談所設置市

第三十四条の十八 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、病児保育事業を行うことができる。

② 国及び都道府県以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

③ 国及び都道府県以外の者は、病児保育事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第三十四条の十八 家庭的保育事業を行う市町村は、家庭的保育事業による保育を行うことを希望する保護者の家庭的保育者の選択及び家庭的保育事業の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における家庭的保育者、家庭的保育事業の運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関する情報の提供を行わなければならない。

第三十四条の十八 家庭的保育事業を行う市町村は、家庭的保育事業による保育を行うことを希望する保護者の家庭的保育者の選択及び家庭的保育事業の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における家庭的保育者、家庭的保育事業の運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関する情報の提供を行わなければならない。

の市長に届け出なければならない

。

第三十四条の十八の二 児童相談所

設置市の市長は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、病児保育事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（※児童相談所設置市が行う場合を除く。）

② 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

③ 児童相談所設置市の市長は、病児保育事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し

い。

第三十四条の十八の二 都道府県知

事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、病児保育事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

③ 都道府県知事は、病児保育事業を行う者が、この法律若しくはこれらに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利

（新設）

（新設）

不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

(※児童相談所設置市が行う場合を除く。)

第三十五条 国は、政令の定めるところにより、児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設、保育所及び幼保連携型認定こども園を除く。）を設置するものとする。

② 児童相談所設置市は、政令の定めるところにより、児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。以下この条、第四十五条、第四十六条、第四十九条、第五十条第九号、第五十一条第七号、第五十六條の二、第五十七条及び第五十八條において同じ。）を設置しなければならない。

③ 児童相談所設置市以外の市町村

を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

第三十五条 国は、政令の定めるところにより、児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設、保育所及び幼保連携型認定こども園を除く。）を設置するものとする。

② 都道府県は、政令の定めるところにより、児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。以下この条、第四十五条、第四十六条、第四十九条、第五十条第九号、第五十一条第七号、第五十六條の二、第五十七条及び第五十八條において同じ。）を設置しなければならない。

③ 市町村は、厚生労働省令の定め

第三十五条 国は、政令の定めるところにより、児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設及び保育所を除く。）を設置するものとする。

② 児童相談所設置市は、政令の定めるところにより、児童福祉施設を設置しなければならない。

③ 児童相談所設置市以外の市町村

第三十五条 国は、政令の定めるところにより、児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設及び保育所を除く。）を設置するものとする。

② 都道府県は、政令の定めるところにより、児童福祉施設を設置しなければならない。

③ 市町村は、厚生労働省令の定め

は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を児童相談所設置市の市長に届け出て、児童福祉施設を設置することができる。

④ 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、児童相談所設置市の市長の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。

⑤ 児童相談所設置市の市長は、保育所に関する前項の認可の申請があつたときは、第四十五条第一項の条例で定める基準（保育所に係るものに限る。第八項において同じ。）に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、第四号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。

一 当該保育所を経営するために

るところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童福祉施設を設置することができる。

④ 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。

⑤ 都道府県知事は、保育所に関する前項の認可の申請があつたときは、第四十五条第一項の条例で定める基準（保育所に係るものに限る。第八項において同じ。）に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、第四号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。

一 当該保育所を経営するために

は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を児童相談所設置市の市長に届け出て、児童福祉施設を設置することができる。

④ 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、児童相談所設置市の市長の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。

るところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童福祉施設を設置することができる。

④ 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。

必要な経済的基礎があること。

二 当該保育所の経営者（その者が法人である場合にあつては、経営担当役員とする。）が社会的信望を有すること。

三 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

四 次のいずれにも該当しないこと。

イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定め

必要な経済的基礎があること。

二 当該保育所の経営者（その者が法人である場合にあつては、経営担当役員とする。）が社会的信望を有すること。

三 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

四 次のいずれにも該当しないこと。

イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定め

るものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

二 申請者が、第五十八条第一項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者（当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該保育所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）である

るものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

二 申請者が、第五十八条第一項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者（当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該保育所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）である

とき。ただし、当該認可の取消しが、保育所の設置の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を考慮して、二本文に規定する認可の取消しに該当しないこととするものが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

ホ 申請者と密接な関係を有する者が、第五十八条第一項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、保育所の設置の認可の取

とき。ただし、当該認可の取消しが、保育所の設置の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を考慮して、二本文に規定する認可の取消しに該当しないこととするものが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

ホ 申請者と密接な関係を有する者が、第五十八条第一項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、保育所の設置の認可の取

消しのうち当該認可の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

へ 申請者が、第五十八条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第十二項の規定による保育所の廃止をした者（当該廃止について相当の

消しのうち当該認可の取消しの処分理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該保育所の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該保育所の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

へ 申請者が、第五十八条第一項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第十二項の規定による保育所の廃止をした者（当該廃止について相当の

理由がある者を除く。)で、
当該保育所の廃止の承認の日
から起算して五年を経過しな
いものであるとき。

ト 申請者が、第四十六条第一
項の規定による検査が行われ
た日から聴聞決定予定日(当
該検査の結果に基づき第五十
八条第一項の規定による認可
の取消しの処分に係る聴聞を
行うか否かの決定をすること
が見込まれる日として厚生労
働省令で定めるところにより
都道府県知事が当該申請者に
当該検査が行われた日から十
日以内に特定の日を通知した
場合における当該特定の日を
いう。)までの間に第十二項
の規定による保育所の廃止を
した者(当該廃止について相
当の理由がある者を除く。)
で、当該保育所の廃止の承認
の日から起算して五年を経過

理由がある者を除く。)で、
当該保育所の廃止の承認の日
から起算して五年を経過しな
いものであるとき。

ト 申請者が、第四十六条第一
項の規定による検査が行われ
た日から聴聞決定予定日(当
該検査の結果に基づき第五十
八条第一項の規定による認可
の取消しの処分に係る聴聞を
行うか否かの決定をすること
が見込まれる日として厚生労
働省令で定めるところにより
都道府県知事が当該申請者に
当該検査が行われた日から十
日以内に特定の日を通知した
場合における当該特定の日を
いう。)までの間に第十二項
の規定による保育所の廃止を
した者(当該廃止について相
当の理由がある者を除く。)
で、当該保育所の廃止の承認
の日から起算して五年を経過

しないものであるとき。

チ へに規定する期間内に第十
二項の規定による保育所の廃
止の承認の申請があつた場合
において、申請者が、への通
知の日前六十日以内に当該申
請に係る法人（当該保育所の
廃止について相当の理由があ
る法人を除く。）の役員等又
は当該申請に係る法人でない
保育所（当該保育所の廃止に
ついて相当の理由があるもの
を除く。）の管理者であつた
者で、当該保育所の廃止の承
認の日から起算して五年を経
過しないものであるとき。

リ 申請者が、認可の申請前五
年以内に保育に関し不正又は
著しく不当な行為をした者で
あるとき。

又 申請者が、法人で、その役
員等のうちにイからニまで又
はへからりまでのいずれかに

しないものであるとき。

チ へに規定する期間内に第十
二項の規定による保育所の廃
止の承認の申請があつた場合
において、申請者が、への通
知の日前六十日以内に当該申
請に係る法人（当該保育所の
廃止について相当の理由があ
る法人を除く。）の役員等又
は当該申請に係る法人でない
保育所（当該保育所の廃止に
ついて相当の理由があるもの
を除く。）の管理者であつた
者で、当該保育所の廃止の承
認の日から起算して五年を経
過しないものであるとき。

リ 申請者が、認可の申請前五
年以内に保育に関し不正又は
著しく不当な行為をした者で
あるとき。

又 申請者が、法人で、その役
員等のうちにイからニまで又
はへからりまでのいずれかに

該当する者のあるものであるとき。

ル 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへからりまでのいずれかに該当する者であるとき。

⑥ 児童相談所設置市の市長は、第四項の規定により保育所の設置の認可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

⑦ 児童相談所設置の市長は、第四項の規定により保育所の設置の認可をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該認可の申請に係る保育所が所在する市町村の長に協議しなければならない。

(※空振り規定)

⑧ 児童相談所設置市の市長は、第五項に基づく審査の結果、その申請が第四十五条第一項の条例で定める基準に適合しており、かつ、

該当する者のあるものであるとき。

ル 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへからりまでのいずれかに該当する者であるとき。

⑥ 都道府県知事は、第四項の規定により保育所の設置の認可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

⑦ 都道府県知事は、第四項の規定により保育所の設置の認可をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該認可の申請に係る保育所が所在する市町村の長に協議しなければならない。

⑧ 都道府県知事は、第五項に基づく審査の結果、その申請が第四十五条第一項の条例で定める基準に適合しており、かつ、その設置者

その設置者が第五項各号に掲げる基準（その者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、同項第四号に掲げる基準に限る。）に該当すると認めるときは、第四項の認可をするものとする。ただし、児童相談所設置市の市長は、当該申請に係る保育所の所在地を含む区域（子ども・子育て支援法第六十一条第二項第一号の規定により当該児童相談所設置市が定める区域とする。以下この項において同じ。）における特定教育・保育施設（同法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいう。以下この項において同じ。）の利用定員の総数（同法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、同法第六十一条第一項の規定により当該児童相談所設置市が定める市町村子ども・子育て支援事業計画において定める

が第五項各号に掲げる基準（その者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、同項第四号に掲げる基準に限る。）に該当すると認めるときは、第四項の認可をするものとする。ただし、都道府県知事は、当該申請に係る保育所の所在地を含む区域（子ども・子育て支援法第六十二条第一項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。以下この項において同じ。）における特定教育・保育施設（同法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいう。以下この項において同じ。）の利用定員の総数（同法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、同法第六十二条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県子ども・子育て支援事業計画において定める当該区域の特定教育・保育施設に

当該区域の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（同法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子ども区分に係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る保育所の設置によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該市町村子ども・子育て支援事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときは、第四項の認可をしないことができる。

⑨ 児童相談所設置市の市長は、保育所に関する第四項の申請に係る認可をしないときは、速やかにその旨及び理由を通知しなければならない。

⑩ 児童福祉施設には、児童福祉施設の職員の養成施設を附置することができない。

⑪ 児童相談所設置市以外の市町村

係る必要利用定員総数（同法第十九条第一項第二号及び第三号に掲げる小学校就学前子ども区分に係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る保育所の設置によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときは、第四項の認可をしないことができる。

⑨ 都道府県知事は、保育所に関する第四項の申請に係る認可をしないときは、速やかにその旨及び理由を通知しなければならない。

⑩ 児童福祉施設には、児童福祉施設の職員の養成施設を附置することができない。

⑪ 市町村は、児童福祉施設を廃止

⑤ 児童福祉施設には、児童福祉施設の職員の養成施設を附置することができない。

⑥ 児童相談所設置市以外の市町村

⑤ 児童福祉施設には、児童福祉施設の職員の養成施設を附置することができない。

⑥ 市町村は、児童福祉施設を廃止

は、児童福祉施設を廃止し、又は
休止しようとするときは、その廃
止又は休止の日の一月前（当該児
童福祉施設が保育所である場合に
は三月前）までに、厚生労働省令
で定める事項を児童相談所設置市
の市長に届け出なければならない。

⑫ 国、都道府県及び市町村以外の
者は、児童福祉施設を廃止し、又
は休止しようとするときは、厚生
労働省令の定めるところにより、
児童相談所設置市の市長の承認を
受けなければならない。

第四十五条 児童相談所設置市は、
児童福祉施設（都道府県が設置す
るものを除く。）の設備及び運営
について、条例で基準を定めなけ
ればならない。この場合において
、その基準は、児童の身体的、精
神的及び社会的な発達のために必
要な生活水準を確保するものでな

し、又は休止しようとするときは
、その廃止又は休止の日の一月前
（当該児童福祉施設が保育所であ
る場合には三月前）までに、厚生
労働省令で定める事項を都道府県
知事に届け出なければならない。

⑫ 国、都道府県及び市町村以外の
者は、児童福祉施設を廃止し、又
は休止しようとするときは、厚生
労働省令の定めるところにより、
都道府県知事の承認を受けなけれ
ばならない。

第四十五条 都道府県は、児童福祉
施設の設備及び運営について、条
例で基準を定めなければならない
。この場合において、その基準は
、児童の身体的、精神的及び社会
的な発達のために必要な生活水準
を確保するものでなければならな
い。

は、児童福祉施設を廃止し、又は
休止しようとするときは、その廃
止又は休止の日の一月前までに、
厚生労働省令で定める事項を児童
相談所設置市の市長に届け出なけ
ればならない。

⑦ 国、都道府県及び市町村以外の
者は、児童福祉施設を廃止し、又
は休止しようとするときは、厚生
労働省令の定めるところにより、
児童相談所設置市の市長の承認を
受けなければならない。

第四十五条 児童相談所設置市は、
児童福祉施設（都道府県が設置す
るものを除く。）の設備及び運営
について、条例で基準を定めなけ
ればならない。この場合において
、その基準は、児童の身体的、精
神的及び社会的な発達のために必
要な生活水準を確保するものでな

し、又は休止しようとするときは
、その廃止又は休止の日の一月前
までに、厚生労働省令で定める事
項を都道府県知事に届け出なけれ
ばならない。

⑦ 国、都道府県及び市町村以外の
者は、児童福祉施設を廃止し、又
は休止しようとするときは、厚生
労働省令の定めるところにより、
都道府県知事の承認を受けなけれ
ばならない。

第四十五条 都道府県は、児童福祉
施設の設備及び運営について、条
例で基準を定めなければならない
。この場合において、その基準は
、児童の身体的、精神的及び社会
的な発達のために必要な生活水準
を確保するものでなければならな
い。

なければならない。

② 児童相談所設置市が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）に配置する従業者及びその員数

二 児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）に係る居室及び病室の床面積その他児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）の設備に関する事項であつて児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

三 児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）の運営に関する事項であつて、保育所における保育の内容その他児童（おける保育の内容その他児童（

② 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 児童福祉施設に配置する従業者及びその員数

二 児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積その他児童福祉施設に関する事項であつて児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

三 児童福祉施設の運営に関する事項であつて、保育所における保育の内容その他児童（助産施設にあつては、妊産婦）の適切な

なければならない。

② 児童相談所設置市が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）に配置する従業者及びその員数

二 児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）に係る居室及び病室の床面積その他児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）の設備に関する事項であつて児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

三 児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）の運営に関する事項であつて、児童（助産施設にあつては、妊産婦）の適切な

② 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 児童福祉施設に配置する従業者及びその員数

二 児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積その他児童福祉施設に関する事項であつて児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

三 児童福祉施設の運営に関する事項であつて、児童（助産施設にあつては、妊産婦）の適切な処遇の確保及び秘密の保持、妊

<p>助産施設にあつては、妊産婦)の適切な処遇の確保及び秘密の保持、妊産婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの</p> <p>③ <u>児童福祉施設</u>(都道府県が設置するものを除く。)の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。</p> <p>④ 児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。</p> <p>(改正無しのため省略)</p>	<p>な処遇の確保及び秘密の保持、妊産婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの</p> <p>③ <u>児童福祉施設</u>の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。</p> <p>④ 児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。</p> <p>(改正無しのため省略)</p>	<p>適切な処遇の確保及び秘密の保持、妊産婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの</p> <p>③ <u>児童福祉施設</u>(都道府県が設置するものを除く。)の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。</p> <p>④ 児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。</p> <p>第四十六条 <u>児童相談所設置市の市長</u>は、第四十五条第一項及び前条第一項の基準を維持するため、<u>児童福祉施設</u>(都道府県が設置するものを除く。)の設置者、<u>児童福祉施設</u>(都道府県が設置するものを除く。)の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉</p>	<p>産婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの</p> <p>③ <u>児童福祉施設</u>の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。</p> <p>④ 児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。</p> <p>第四十六条 <u>都道府県知事</u>は、第四十五条第一項及び前条第一項の基準を維持するため、<u>児童福祉施設</u>の設置者、<u>児童福祉施設</u>の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入</p>
---	---	---	---

に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

③ 児童相談所設置市の市長は、児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）の設備又は運営が第四十五条第一項の基準に達しないときは、その施設の設置者に対し、必要な改善を勧告し、又はその施設の設置者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。

④ 児童相談所設置市の市長は、児童福祉施設（都道府県が設置するものを除く。）の設備又は運営が第四十五条第一項の基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害で

り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 第十八条の十六第一項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

③ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準に達しないときは、その施設の設置者に対し、必要な改善を勧告し、又はその施設の設置者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。

④ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、都道府県児童福祉審議

あると認められるときは、都道府 県児童福祉審議会の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。

第四十六条の二 児童福祉施設の長は、児童相談所設置市の市長又は市町村長（第三十二条第三項の規定により保育所における保育を行うことの権限及び第二十四条第一項ただし書に規定する保護の権限が当該市町村に置かれる教育委員会に委任されている場合にあつては、当該教育委員会）からこの法律の規定に基づく措置又は助産の実施若しくは母子保護の実施のための委託若しくは保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

会の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。

第四十六条の二 児童福祉施設の長は、都道府県知事又は市町村長（第三十二条第三項の規定により保育所における保育を行うことの権限及び第二十四条第一項ただし書に規定する保護の権限が当該市町村に置かれる教育委員会に委任されている場合にあつては、当該教育委員会）からこの法律の規定に基づく措置又は助産の実施若しくは母子保護の実施のための委託若しくは保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第四十六条の二 児童福祉施設の長は、児童相談所設置市の市長又は市町村長（第三十二条第三項の規定により第二十四条第五項又は第六項の規定による措置に関する権限が当該市町村に置かれる教育委員会に委任されている場合にあつては、当該教育委員会）からこの法律の規定に基づく措置又は助産の実施若しくは母子保護の実施のための委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第四十六条の二 児童福祉施設の長は、都道府県知事又は市町村長（第三十二条第三項の規定により第二十四条第五項又は第六項の規定による措置に関する権限が当該市町村に置かれる教育委員会に委任されている場合にあつては、当該教育委員会）からこの法律の規定に基づく措置又は助産の実施若しくは母子保護の実施のための委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第四十六条の二 児童福祉施設の長は、児童相談所設置市の市長又は市町村長（第三十二条第三項の規定により保育所における保育を行うことの権限及び第二十四条第一項ただし書に規定する保護の権限が当該市町村に置かれる教育委員会に委任されている場合にあつては、当該教育委員会）からこの法律の規定に基づく措置又は助産の実施若しくは母子保護の実施のための委託若しくは保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第四十六条の二 児童福祉施設の長は、都道府県知事又は市町村長（第三十二条第三項の規定により保育所における保育を行うことの権限及び第二十四条第一項ただし書に規定する保護の権限が当該市町村に置かれる教育委員会に委任されている場合にあつては、当該教育委員会）からこの法律の規定に基づく措置又は助産の実施若しくは母子保護の実施のための委託若しくは保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

により行われる調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

第四十七条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、児童相談所設置市の市長の許可を得なければならない。

② 児童相談所長は、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところ

により行われる調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

第四十七条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

② 児童相談所長は、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところ

により行われる調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

第四十七条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、児童相談所設置市の市長の許可を得なければならない。

② 児童相談所長は、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところ

により行われる調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

第四十七条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

② 児童相談所長は、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところ

により、児童相談所設置市の市長の許可を得なければならない。

③ 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができる。

④ 前項の児童等の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。

⑤ 第三項の規定による措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。この場合において、児童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者

により、都道府県知事の許可を得なければならない。

③ 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができる。

④ 前項の児童等の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。

⑤ 第三項の規定による措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。この場合において、児童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者

により、児童相談所設置市の市長の許可を得なければならない。

③ 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができる。

④ 前項の児童等の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。

⑤ 第三項の規定による措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。この場合において、児童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者

により、都道府県知事の許可を得なければならない。

③ 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要な措置をとることができる。

④ 前項の児童等の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。

⑤ 第三項の規定による措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。この場合において、児童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者

又は里親は、速やかに、そのとつた措置について、当該児童等に係る通所給付決定若しくは入所給付決定、第二十一条の六、第二十四条第五項若しくは第六項若しくは第二十七条第一項第三号の措置、助産の実施若しくは母子保護の実施又は当該児童に係る子ども・子育て支援法第二十条第四項に規定する支給認定を行った児童相談所設置市又は市町村の長に報告しなければならぬ。

第五十条 次に掲げる費用は、児童相談所設置市の支弁とする。

- 一 都道府県児童福祉審議会に要する費用

(※児童相談所設置市で都道府県児童福祉審議会が行う事務は無く費用も発生しないため、空振り規定となる。)

- 二 児童福祉司及び児童委員に要する費用

又は里親は、速やかに、そのとつた措置について、当該児童等に係る通所給付決定若しくは入所給付決定、第二十一条の六、第二十四条第五項若しくは第六項若しくは第二十七条第一項第三号の措置、助産の実施若しくは母子保護の実施又は当該児童に係る子ども・子育て支援法第二十条第四項に規定する支給認定を行った都道府県又は市町村の長に報告しなければならぬ。

第五十条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

- 一 都道府県児童福祉審議会に要する費用

- 二 児童福祉司及び児童委員に要する費用

又は里親は、速やかに、そのとつた措置について、当該児童等に係る通所給付決定若しくは入所給付決定、第二十一条の六若しくは第二十七条第一項第三号の措置又は保育の実施等を行った児童相談所設置市又は市町村の長に報告しなければならぬ。

第五十条 次に掲げる費用は、児童相談所設置市の支弁とする。

- 一 都道府県児童福祉審議会に要する費用

(※児童相談所設置市で都道府県児童福祉審議会が行う事務は無く費用も発生しないため、空振り規定となる。)

- 二 児童福祉司及び児童委員に要する費用

又は里親は、速やかに、そのとつた措置について、当該児童等に係る通所給付決定若しくは入所給付決定、第二十一条の六若しくは第二十七条第一項第三号の措置又は保育の実施等を行った都道府県又は市町村の長に報告しなければならぬ。

第五十条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

- 一 都道府県児童福祉審議会に要する費用

- 二 児童福祉司及び児童委員に要する費用

三 児童相談所に要する費用（第九号の費用を除く。）

四 削除

五 第二十条の措置に要する費用
五の二 第二十一条の五の事業の実施に要する費用

六 児童相談所設置市の設置する助産施設又は母子生活支援施設において市町村が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用（助産の実施又は母子保護の実施につき第四十五条第一項の基準を維持するために要する費用をいう。次号及び次条第三号において同じ。）

（※空振り規定）

三 児童相談所に要する費用（第九号の費用を除く。）

四 削除

五 第二十条の措置に要する費用
五の二 第二十一条の五の事業の実施に要する費用

六 都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設において市町村が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用（助産の実施又は母子保護の実施につき第四十五条第一項の基準を維持するために要する費用をいう。次号及び次条第三号において同じ。）

三 児童相談所に要する費用（第九号の費用を除く。）

四 削除

五 第二十条の措置に要する費用
五の二 第二十一条の五の事業の実施に要する費用

六 児童相談所設置市の設置する助産施設又は母子生活支援施設において市町村が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用（助産の実施又は母子保護の実施につき第四十五条第一項の基準を維持するために要する費用をいう。第六号の三及び次条第三号において同じ。）

（※空振り規定）

六の二 児童相談所設置市の設置する保育所における保育を行うことに要する保育費用（保育所における保育を行うことにつき第四十五条第一項の基準を維持するために要する費用をいう。次条第四号及び第五号並びに第

三 児童相談所に要する費用（第九号の費用を除く。）

四 削除

五 第二十条の措置に要する費用
五の二 第二十一条の五の事業の実施に要する費用

六 都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設において市町村が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用（助産の実施又は母子保護の実施につき第四十五条第一項の基準を維持するために要する費用をいう。第六号の三及び次条第三号において同じ。）

六の二 都道府県の設置する保育所における保育を行うことに要する保育費用（保育所における保育を行うことにつき第四十五条第一項の基準を維持するために要する費用をいう。次条第四号及び第五号並びに第五十六条

五十六条第三項において同じ。

(※空振り規定)

六の三 児童相談所設置市が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用

(※空振り規定)

六の四 障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費又は障害児入所医療費（以下「障害児入所給付費等」という。）の支給に要する費用

七 児童相談所設置市が、第二十七條第一項第三号に規定する措置を採つた場合において、入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、第四十五條第一項又は第四十五條の二第一項の基準を維持するために要する費用（国の設置する乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、情緒障害児短

第三項において同じ。）

六の三 都道府県が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用

六の四 障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費又は障害児入所医療費（以下「障害児入所給付費等」という。）の支給に要する費用

七 都道府県が、第二十七條第一項第三号に規定する措置を採つた場合において、入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、第四十五條第一項又は第四十五條の二第一項の基準を維持するために要する費用（国の設置する乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、情緒障害児短

六の二 児童相談所設置市が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用

(※空振り規定)

六の三 障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費又は障害児入所医療費（以下「障害児入所給付費等」という。）の支給に要する費用

七 児童相談所設置市が、第二十七條第一項第三号に規定する措置を採つた場合において、入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、第四十五條第一項又は第四十五條の二第一項の基準を維持するために要する費用（国の設置する乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短

期治療施設又は児童自立支援施設に入所させた児童につき、その入所後に要する費用を除く。

）

- 七の二 児童相談所設置市が、第二十七条第二項に規定する措置を採つた場合において、委託及び委託後の治療等に要する費用
- 七の三 児童相談所設置市が行う児童自立生活援助の実施に要する費用

- 八 一時保護に要する費用
- 九 児童相談所の設備並びに児童相談所設置市の設置する児童福祉施設の設備及び職員の養成施設に要する費用

第五十一条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

- 一 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給に要する費用

設又は児童自立支援施設に入所させた児童につき、その入所後に要する費用を除く。）

- 七の二 都道府県が、第二十七条第二項に規定する措置を採つた場合において、委託及び委託後の治療等に要する費用
- 七の三 都道府県が行う児童自立生活援助の実施に要する費用

- 八 一時保護に要する費用
- 九 児童相談所の設備並びに都道府県の設置する児童福祉施設の設備及び職員の養成施設に要する費用

第五十一条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

- 一 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給に要する費用

期治療施設又は児童自立支援施設に入所させた児童につき、その入所後に要する費用を除く。）

- 七の二 児童相談所設置市が、第二十七条第一項に規定する措置を採つた場合において、委託及び委託後の治療等に要する費用
- 七の三 児童相談所設置市が行う児童自立生活援助の実施に要する費用

- 八 一時保護に要する費用
- 九 児童相談所の設備並びに児童相談所設置市の設置する児童福祉施設の設備及び職員の養成施設に要する費用

第五十一条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

- 一 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給に要する費用

設又は児童自立支援施設に入所させた児童につき、その入所後に要する費用を除く。）

- 七の二 都道府県が、第二十七条第二項に規定する措置を採つた場合において、委託及び委託後の治療等に要する費用
- 七の三 都道府県が行う児童自立生活援助の実施に要する費用

- 八 一時保護に要する費用
- 九 児童相談所の設備並びに都道府県の設置する児童福祉施設の設備及び職員の養成施設に要する費用

第五十一条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

- 一 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給に要する費用

二 第二十一条の六の措置に要する費用

三 市町村が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用

四 第二十四条第五項又は第六項の措置（都道府県若しくは市町村の設置する保育所若しくは幼稚園又は都道府県若しくは市町村の行う家庭的保育事業等に係るものに限る。）に要する費用

五 第二十四条第五項又は第六項の措置（都道府県及び市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園又は都道府県及び市町村以外の者の行う家庭的保育事業等に係るものに限る。）に要する費用

六 障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給

二 第二十一条の六の措置に要する費用

三 市町村が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用（都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。）

四 第二十四条第五項又は第六項の措置（都道府県若しくは市町村の設置する保育所若しくは幼稚園又は都道府県若しくは市町村の行う家庭的保育事業等に係るものに限る。）に要する費用

五 第二十四条第五項又は第六項の措置（都道府県及び市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園又は都道府県及び市町村以外の者の行う家庭的保育事業等に係るものに限る。）に要する費用

六 障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給

二 第二十一条の六の措置に要する費用

三 市町村が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用

四 都道府県及び市町村の設置する保育所における保育を行うことに要する保育費用

五 都道府県及び市町村以外の者の設置する保育所における保育を行うことに要する保育費用

六 障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給

二 第二十一条の六の措置に要する費用

三 市町村が行う助産の実施又は母子保護の実施に要する費用（都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。）

四 市町村の設置する保育所における保育を行うことに要する保育費用

五 都道府県及び市町村以外の者の設置する保育所における保育を行うことに要する保育費用

六 障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給

に要する費用

七 市町村の設置する児童福祉施設
の設備及び職員の養成施設に
要する費用

八 市町村児童福祉審議会に要す
る費用

第五十五条 都道府県は、第五十一
条第一号から第三号まで、第五号
及び第六号の費用に対しては、政
令の定めるところにより、その四
分の一を負担しなければならない
。

(※児童福祉法施行令第四十五条の
三第一項の規定により児童相談所

に要する費用

七 市町村の設置する児童福祉施設
の設備及び職員の養成施設に
要する費用

八 市町村児童福祉審議会に要す
る費用

第五十五条 都道府県は、第五十一
条第一号から第三号まで、第五号
及び第六号の費用に対しては、政
令の定めるところにより、その四
分の一を負担しなければならない
。

に要する費用

七 子育て短期支援事業の実施に
要する費用

八 乳児家庭全戸訪問事業の実施
に要する費用

九 養育支援訪問事業の実施に要
する費用

十 家庭的保育事業の実施に要す
る費用

十一 市町村の設置する児童福祉
施設の設備及び職員の養成施設
に要する費用

十二 市町村児童福祉審議会に要
する費用

第五十五条 都道府県は、第五十一
条第一号から第三号まで、第五号
及び第六号の費用に対しては、政
令の定めるところにより、その四
分の一を負担しなければならない
。

に要する費用

七 子育て短期支援事業の実施に
要する費用

八 乳児家庭全戸訪問事業の実施
に要する費用

九 養育支援訪問事業の実施に要
する費用

十 家庭的保育事業の実施に要す
る費用

十一 市町村の設置する児童福祉
施設の設備及び職員の養成施設
に要する費用

十二 市町村児童福祉審議会に要
する費用

第五十五条 都道府県は、第五十一
条第一号から第三号まで、第五号
及び第六号の費用に対しては、政
令の定めるところにより、その四
分の一を負担しなければならない
。

設置市に下りない事務)

第五十六条 第四十九条の二に規定

する費用を国庫が支弁した場合に
おいては、厚生労働大臣は、本人
又はその扶養義務者（民法に定め
る扶養義務者をいう。以下同じ。

）から、児童相談所設置市の市長
の認定するその負担能力に応じ、
その費用の全部又は一部を徴収す
ることができる。

② 第五十条第五号、第六号、第六

号の三及び第七号から第七号の三
までに規定する費用を支弁した児
童相談所設置市又は第五十一条第
二号及び第三号に規定する費用を
支弁した市町村の長は、本人又は
その扶養義務者から、その負担能
力に応じ、その費用の全部又は一
部を徴収することができる。

③ 第五十一条第四号又は第五号に

規定する費用を支弁した市町村の
長は、本人又はその扶養義務者か

第五十六条 第四十九条の二に規定

する費用を国庫が支弁した場合に
おいては、厚生労働大臣は、本人
又はその扶養義務者（民法に定め
る扶養義務者をいう。以下同じ。

）から、都道府県知事の認定する
その負担能力に応じ、その費用の
全部又は一部を徴収することがで
きる。

② 第五十条第五号、第六号、第六

号の三及び第七号から第七号の三
までに規定する費用を支弁した都
道府県又は第五十一条第二号及び
第三号に規定する費用を支弁した
市町村の長は、本人又はその扶養
義務者から、その負担能力に応じ
、その費用の全部又は一部を徴収
することができる。

③ 第五十一条第四号又は第五号に

規定する費用を支弁した市町村の
長は、本人又はその扶養義務者か

第五十六条 第四十九条の二に規定

する費用を国庫が支弁した場合に
おいては、厚生労働大臣は、本人
又はその扶養義務者（民法に定め
る扶養義務者をいう。以下同じ。

）から、児童相談所設置市の市長
の認定するその負担能力に応じ、
その費用の全部又は一部を徴収す
ることができる。

② 第五十条第五号、第六号、第六

号の三及び第七号から第七号の三
までに規定する費用を支弁した児
童相談所設置市又は第五十一条第
二号及び第三号に規定する費用を
支弁した市町村の長は、本人又は
その扶養義務者から、その負担能
力に応じ、その費用の全部又は一
部を徴収することができる。

③ 第五十条第六号の二に規定する

保育費用を支弁した児童相談所設
置市又は第五十一条第四号若しく

第五十六条 第四十九条の二に規定

する費用を国庫が支弁した場合に
おいては、厚生労働大臣は、本人
又はその扶養義務者（民法に定め
る扶養義務者をいう。以下同じ。

）から、都道府県知事の認定する
その負担能力に応じ、その費用の
全部又は一部を徴収することがで
きる。

② 第五十条第五号、第六号、第六

号の三及び第七号から第七号の三
までに規定する費用を支弁した都
道府県又は第五十一条第二号及び
第三号に規定する費用を支弁した
市町村の長は、本人又はその扶養
義務者から、その負担能力に応じ
、その費用の全部又は一部を徴収
することができる。

③ 第五十条第六号の二に規定する

保育費用を支弁した都道府県又は
第五十一条第四号若しくは第五号

ら、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

④ 前項に規定する額の収納の事務については、収入の確保及び本人又はその扶養義務者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

⑤ 第二十一条の五に規定する医療の給付を行う場合においては、当該措置に要する費用を支弁すべき児童相談所設置市の市長は、本人又はその扶養義務者に対して、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を同条に規定する医療の給付を行う医療機関（次項において「医療機関」という。）に支

ら、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

④ 前項に規定する額の収納の事務については、収入の確保及び本人又はその扶養義務者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

⑤ 第二十一条の五に規定する医療の給付を行う場合においては、当該措置に要する費用を支弁すべき都道府県の知事は、本人又はその扶養義務者に対して、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を同条に規定する医療の給付を行う医療機関（次項において「医療機関」という。）に支払うべき

は第五号に規定する保育費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育所における保育を行うことに係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる。

④ 前項に規定する額の収納の事務については、収入の確保及び本人又はその扶養義務者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

⑤ 第二十一条の五に規定する医療の給付を行う場合においては、当該措置に要する費用を支弁すべき児童相談所設置市の市長は、本人又はその扶養義務者に対して、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を同条に規定する医療の給付を行う医療機関（次項において「医療機関」という。）に支

に規定する保育費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育所における保育を行うことに係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる。

④ 前項に規定する額の収納の事務については、収入の確保及び本人又はその扶養義務者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

⑤ 第二十一条の五に規定する医療の給付を行う場合においては、当該措置に要する費用を支弁すべき都道府県の知事は、本人又はその扶養義務者に対して、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を同条に規定する医療の給付を行う医療機関（次項において「医療機関」という。）に支払うべき

払うべき旨を命ずることができる。

⑥ 本人又はその扶養義務者が前項の規定により支払うべき旨を命ぜられた額の全部又は一部を医療機関に支払ったときは、当該医療機関の児童相談所設置市に対する当該費用に係る請求権は、その限度において消滅するものとする。

⑦ 第五項に規定する措置が行われた場合において、本人又はその扶養義務者が、これらの規定により支払うべき旨を命ぜられた額の全部又は一部を支払わなかったため、児童相談所設置市においてその費用を支弁したときは、児童相談所設置市の市長は、本人又はその扶養義務者からその支払わなかった額を徴収することができる。

⑧ 児童相談所設置市の市長又は市町村長は、第一項の規定による負担能力の認定、第二項若しくは第三項の規定による費用の徴収又は

旨を命ずることができる。

⑥ 本人又はその扶養義務者が前項の規定により支払うべき旨を命ぜられた額の全部又は一部を医療機関に支払ったときは、当該医療機関の都道府県に対する当該費用に係る請求権は、その限度において消滅するものとする。

⑦ 第五項に規定する措置が行われた場合において、本人又はその扶養義務者が、これらの規定により支払うべき旨を命ぜられた額の全部又は一部を支払わなかったため、都道府県においてその費用を支弁したときは、都道府県知事は、本人又はその扶養義務者からその支払わなかった額を徴収することができる。

⑧ 都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による負担能力の認定、第二項若しくは第三項の規定による費用の徴収又は第五項の規

払うべき旨を命ずることができる。

⑥ 本人又はその扶養義務者が前項の規定により支払うべき旨を命ぜられた額の全部又は一部を医療機関に支払ったときは、当該医療機関の児童相談所設置市に対する当該費用に係る請求権は、その限度において消滅するものとする。

⑦ 第五項に規定する措置が行われた場合において、本人又はその扶養義務者が、これらの規定により支払うべき旨を命ぜられた額の全部又は一部を支払わなかったため、児童相談所設置市においてその費用を支弁したときは、児童相談所設置市の市長は、本人又はその扶養義務者からその支払わなかった額を徴収することができる。

⑧ 児童相談所設置市の市長又は市町村長は、第一項の規定による負担能力の認定、第二項若しくは第三項の規定による費用の徴収又は

旨を命ずることができる。

⑥ 本人又はその扶養義務者が前項の規定により支払うべき旨を命ぜられた額の全部又は一部を医療機関に支払ったときは、当該医療機関の都道府県に対する当該費用に係る請求権は、その限度において消滅するものとする。

⑦ 第五項に規定する措置が行われた場合において、本人又はその扶養義務者が、これらの規定により支払うべき旨を命ぜられた額の全部又は一部を支払わなかったため、都道府県においてその費用を支弁したときは、都道府県知事は、本人又はその扶養義務者からその支払わなかった額を徴収することができる。

⑧ 都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による負担能力の認定、第二項若しくは第三項の規定による費用の徴収又は第五項の規

第五項の規定による費用の支払の命令に関し必要があると認めるときは、本人又はその扶養義務者の収入の状況につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

⑨ 第一項から第三項まで又は第七項の規定による費用の徴収は、これを本人又はその扶養義務者の居住地又は財産所在地の児童相談所設置市又は市町村に嘱託することができる。

⑩ 第一項から第三項まで又は第七項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、第一項に規定する費用については国税の、第二項、第三項又は第七項に規定する費用については地方税の滞納処分例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

定による費用の支払の命令に関し必要があると認めるときは、本人又はその扶養義務者の収入の状況につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

⑨ 第一項から第三項まで又は第七項の規定による費用の徴収は、これを本人又はその扶養義務者の居住地又は財産所在地の都道府県又は市町村に嘱託することができる。

⑩ 第一項から第三項まで又は第七項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、第一項に規定する費用については国税の、第二項、第三項又は第七項に規定する費用については地方税の滞納処分例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第五項の規定による費用の支払の命令に関し必要があると認めるときは、本人又はその扶養義務者の収入の状況につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

⑨ 第一項から第三項まで又は第七項の規定による費用の徴収は、これを本人又はその扶養義務者の居住地又は財産所在地の児童相談所設置市又は市町村に嘱託することができる。

⑩ 第一項から第三項まで又は第七項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、第一項に規定する費用については国税の、第二項、第三項又は第七項に規定する費用については地方税の滞納処分例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

定による費用の支払の命令に関し必要があると認めるときは、本人又はその扶養義務者の収入の状況につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

⑨ 第一項から第三項まで又は第七項の規定による費用の徴収は、これを本人又はその扶養義務者の居住地又は財産所在地の都道府県又は市町村に嘱託することができる。

⑩ 第一項から第三項まで又は第七項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、第一項に規定する費用については国税の、第二項、第三項又は第七項に規定する費用については地方税の滞納処分例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。